

通所介護・介護予防通所サービス契約 重要事項説明書

令和7年4月1日現在

利用者に対する通所介護サービス・介護予防通所サービスの提供開始に当たり、厚生労働省第37号第105条に基づいて、当事業所が利用者及び家族に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業所の概要

事業所名	すまいるデイサービスセンター
事業所番号	2875100915
開設年月	平成13年8月1日
所在地	神戸市中央区中山手通4丁目10-10 ラッセホール西棟
連絡先	TEL 078-272-0022 FAX 078-272-0018
管理者	美里 史子
営業日	月～土曜日（日曜日・12月31日～1月3日は休み）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供実施地域	中央区・兵庫区・灘区
利用定員	30名

2. 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 すまいる厚生会	
所在地	神戸市中央区中山手通4丁目10-10 ラッセホール西棟	
連絡先(代表)	TEL 078-272-0022	FAX 078-272-0018
法人種別	社会福祉法人	
代表者	理事長 森戸 卓也	
法人の行う他の事業	居宅介護支援事業 訪問介護事業	

3. 当事業所の従業員

職種	職務内容	人員数
管理者	居宅介護支援等の利用状況の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理。	1
生活相談員	利用者の生活の向上を図るための相談、援助等、他事業者の連携等も行う。	2
介護職員	利用者の入浴、食事、排泄等の介護を行う。その他、レクリエーション、送迎などの業務を行う。	7
看護職員	利用者の健康のチェック及び健康管理に関する指導、相談等を行う。	3

機能訓練指導員	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数のメニューから選択できるプログラムの実施により身体機能の維持向上を行う。	4
---------	---	---

4. 業務の目的・運営方針

事業の目的	介護保険の趣旨に従い、利用者が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為、要介護状態又は支援状態にある高齢者などに対し通所介護及び介護予防通所サービスを提供することを目的にサービスの提供を行います。
運営方針	<p>① 介護保険法の遵守</p> <p>② 要介護者・要支援等の心身の状況、置かれている環境等、その人が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助など日常生活上必要な世話及び機能維持向上のためのアクティビティメニュー・機能訓練等を行う。</p> <p>③ 介護職員は、利用者及び家族の意思及び人格を尊重し常に利用者及び家族の立場に立ってサービスを提供します。</p> <p>④ 事業の実施に当たっては、関係市町村・保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

5. 運営形態・営業日時

運営形態・種別	通常規模型
定 員	30名
営 業 日	月曜日～土曜日（日曜日・12月31日～1月3日は休み）
営 業 時 間	午前8時45分～午後5時00分

6. 提供するサービスの概要

(1) 介護予防通所サービス

- ① 生活相談（相談・援助）
- ② レクリエーション
- ③ 機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 入浴
- ⑦ 食事

(2) 通所介護

- ① 生活相談（相談・援助）
- ② 日常動作訓練・レクリエーション
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 入浴
- ⑥ 食事
- ⑦ 機能訓練

7. 利用者に負担いただく料金内容

付属別紙のとおりです。

8. 契約期間中の解約の場合

この契約は契約期間中であっても、利用者の方から解約希望する1か月前までにお申し出いただければ解約することが出来ます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

(1) 利用者が解約料を支払わずに解約できる場合

- イ 利用者が、急病等により入院を要する場合や長期入院となった場合
- ロ 担当する介護職員から虐待を受ける等の著しく信頼関係を損なうような事情があった場合
- ハ 事業者等が、守秘義務に違反した場合

(2) 事業者から解約できる場合

① 事業者からやむを得ない理由による解約が認められた場合

- イ 事業の廃止
- ロ 事業規模の縮小
- ハ 利用者が、遠方に引越しをする場合

② 利用者又は家族からの背信行為による場合

- イ 利用者が、不当に事業者の名誉を毀損した場合
- ロ 利用者等が、担当する介護職員に対して暴行を働く等の著しく信頼関係を損なうような事情があった場合
- ハ 利用者等が、要介護状況等についての虚偽の申告を行った場合
- ニ 利用者等が、利用料等を6ヶ月以上滞納し、滞納解消の為の努力をしない場合
- ホ 他の御利用者様および従事者への迷惑・危険（暴力的な言動・セクシャルハラスメント等）行為をされた場合
- ヘ 再三の静止にかかわらず営利・勧誘を目的とした営業・宗教活動等の実施をされた方
- ト その他、管理者が利用に際してその方の利用が不適当と判断された場合

③ 契約の自動終了

次の場合には、利用者・家族の申し出により、契約は自動終了されます。

- イ 利用者が、介護保険施設に入院・入所された場合
- ロ 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）と認定された場合。
- ハ 利用者の死亡又は身体障害療養施設へ入所する等介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合
- ニ 利用者が、入院された場合の契約の扱いについては、利用者家族の意向により対応します

9. 利用料の支払

料金・費用は、原則利用月の翌月 20 日までに利用内容を明確にして請求します。

原則として預金口座振替依頼書を提出していただき、毎月 27 日に自動的に口座引落としさせていただきます。

10. 利用者に利用料金以外のお願い

- (1) 自然災害や交通期間途絶により、送迎が困難又は危険と判断される場合は利用者又は家族の方に連絡の上、営業を中止することがあります。
- (1) 伝染病疾患に罹患されている場合は、ただちに報告頂くと共に、状況により利用を中止することになります。なお、虚偽の報告があれば、契約の解消となります。

11. 通所介護・介護予防通所サービスの提供記録

- (1) 事業者は、利用者に対する各サービスを提供する毎に、当該サービス提供日、内容及びその他の活動状況を活動日誌に記載します。
- (2) 事業者は、利用者に対する各サービス提供に関する記録を整備し、完結日から 5 年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対し、いつでも 1 項に規定する書面その他、各サービスの提供に関する記録の閲覧複写を求めることができます。
- (4) 事業者は、利用者に対して、提供した各サービスの内容を確認するために、毎日報告書を作成します。

12. プライバシーの保護

当方は、利用者に各サービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当方がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名押印いただくことになります。

13. 緊急時の対応方法

サービスの実施中に利用者の病状に急変時が生じた場合には、速やかに主治医、家族および各関係機関、救急隊へ連絡いたします。

主 治 医	主治医名	
	連絡先	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名	
	連絡先	

14. 事故発生時の対応

事故発生時には、「事故対応マニュアル」に沿って対応し、事故の分析や事故防止策、安全対策を職員へ周知徹底します。

※事故発生時の対応の流れ

利用者本人への対応	<ul style="list-style-type: none">・症状の把握・救急処置など必要な処置をとる・必要ならば医療機関へ受診する	119 ～ 本人・家族の指定する医療機関 協力医療機関 救急隊の指定する医療機関
家族への対応	<ul style="list-style-type: none">・責任者が家族へ連絡し状況を報告する	不明確な部分を想像で説明しない。 真実を速やかに報告する。 状況変化次第逐次家族へ報告する。 不明確な部分はわかり次第説明する。
施設側への対応	<ul style="list-style-type: none">・事故発生を伝える。・事故報告書を出来る限り早く作成し、提出する	必要に応じ関係機関への届出を行う。

15. 高齢者虐待時の対応

当事業所は、虐待と思われる場合には、円滑かつ迅速に介護支援専門員や地域包括支援センター、市町村等に連絡・相談を行うとともに必要な措置を行います。

16. 損害賠償について

当方が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は契約書本文第9条に基づき当方は、金銭等により賠償をいたします。
当方は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険会社	株式会社 兵庫福祉保険サービス
○加入保険名	施設サービス事業者賠償保障制度
○保険の内容	通所介護事業の遂行に起因する賠償保険
○賠償できる事項	対人・対物・人格権侵害事故 純粋経済損害事故（ケア・マネジメント業務）

17. サービスの苦情窓口

当方は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。サービスの提供に関して苦情や相談があった場合には、以下までご連絡下さい。

○当方の苦情相談窓口

社会福祉法人すまいる厚生会 担当者 美里 史子	連絡先 078-272-0022 FAX078-272-0018 受付時間（午前8時45分～午後5時30分）
----------------------------	---

○介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスに関すること) 神戸市福祉局監査指導部 受付時間（平日）午前8時45分～12時 午後1時～午後5時30分	連絡先 078-322-6326
養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）	
連絡先 078-322-6774	
受付時間（平日）午前8時45分～12時 午後1時～午後5時30分	
(介護保険サービスに関すること) 兵庫県国民健康保険団体連合会 受付時間（平日）午前8時45分～午後5時15分	
(サービスの質や契約に関すること) 神戸市消費者生活センター 受付時間（平日）午前9時00分～午後17時00分	
連絡先 078-332-5617	
連絡先 078-371-1221	